

75歳以上の方を対象とする 後期高齢者医療制度について

※国が全国一律に定めた制度です

平成20年4月1日からは、75歳以上のすべての高齢者が後期高齢者医療制度に加入することとなります。制度の見直しを含めた主なポイントについてお知らせしますが、今後も正式な内容が固まった段階であらためてお知らせをいたします。

保険料

- 1 新しい制度では、高齢者の方々にも公平に保険料をご負担いただくこととなります。広域連合において県内均一の保険料率を決定し、保険料は被保険者一人ひとりに対して、その方の所得に応じてご負担いただく部分（所得割額）と被保険者の皆さまに等しくご負担いただく部分（均等割額）との合計額となります。

特別措置

新しい制度における75歳以上の被扶養者の保険料については、平成20年4月から9月までの6カ月間は無料となり、平成20年10月から21年3月までの6カ月間は、均等割額が9割軽減されます。

[対象者] 75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の方で、平成20年3月31日または75歳の誕生日の前日に被用者保険（※国保は除く）の被扶養者となっている方

◎昨年の制度改正では、被用者保険の被扶養者の方については、後期高齢者医療制度の被保険者となった日の属する月から2年間、均等割額が5割軽減されることとなっており、今回の措置はそれに加えて行うものです。

- 2 低所得者世帯に属する方については、所得に応じて均等割額を軽減（7割・5割・2割）し、また保険料はどんなに所得の高い方でも年額50万円が上限となります。

徴収方法

- 3 年間18万円以上の年金を受給している方は、年金から保険料を天引き（特別徴収）させていただきます。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の半分以上を超える場合には、天引きは行いません。また、年金から天引きしない方については、西条市から送付する納付書または口座振替により納めていただきます。

被保険者証

- 4 これまでは、ほとんどが1世帯に1枚の被保険者証でしたが、新しい制度では、1人1枚の被保険者証を持つこととなりますので、病院を受診する際には、必ず被保険者証を提示してください。なお、被保険者証は西条市から個別に郵送します。

● 制度についてのお問い合わせ先 ●

愛媛県後期高齢者医療広域連合

〒799-2430

松山市北条辻6番地（松山市役所北条支所2・3階）

TEL089-911-7733 FAX089-911-7735

E-mail info@ehime-kouiki.jp

URL http://www.ehime-kouiki.jp/

または、

下記の市役所担当課へお問い合わせください。

後期高齢者医療制度についての地元説明会を開催します

制度の概要について、下表のとおり各公民館で開催します。ぜひ多くの方のご出席をお願いいたします。

公民館名	開催日・開始時間	公民館名	開催日・開始時間	公民館名	開催日・開始時間
西条	1月17日(木) 13時	周布	1月16日(水) 13時30分	中川	1月22日(火) 10時
神拝	1月10日(木) 9時	吉井	1月17日(木) 13時30分	桜樹	1月15日(火) 10時
大町	1月23日(水) 10時	多賀	1月18日(金) 13時30分	小松	1月30日(水) 13時30分
玉津	1月25日(金) 13時30分	壬生川	1月22日(火) 13時30分	石根	2月7日(木) 13時30分
飯岡	1月18日(金) 10時	国安	1月23日(水) 13時30分		
神戸	1月30日(水) 14時	吉岡	1月24日(木) 13時30分		
橘	1月17日(木) 10時30分	三芳	1月25日(金) 13時30分		
禎瑞	2月19日(火) 13時30分	楠河	1月29日(火) 13時30分		
氷見	1月24日(木) 13時30分	庄内	1月30日(水) 13時30分		
加茂	1月22日(火) 10時	丹原	1月31日(木) 10時		
大保木	1月21日(月) 13時30分	徳田	1月17日(木) 13時30分		
市之川	1月29日(火) 12時30分	田野	1月11日(金) 13時30分		

● お問い合わせ先 ●

- 市庁舎本館国保医療課
医療係 TEL0897-52-1212
- 東予総合支所市民生活課
市民保険係 TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所市民生活課
市民生活係 TEL0898-68-7300
- 小松総合支所市民生活課
市民生活係 TEL0898-72-2111